

メニュー定義書
[ZEROレジでんきプラン]

2020年7月1日実施

TEPCOライフサービス株式会社

メニュー定義書 [ZEROレジでんきプラン]

目 次

| | | |
|----|------------------------|----|
| 1 | 適用条件 | 2 |
| 2 | 供給条件の変更 | 2 |
| 3 | 契約種別 | 3 |
| 4 | ZEROレジでんきプラン | 3 |
| 5 | 燃料費等調整 | 5 |
| 6 | 燃料費調整 | 6 |
| 7 | 電源調達費調整 | 9 |
| 8 | 離島ユニバーサルサービス調整 | 12 |
| 9 | 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | 14 |
| 10 | 契約解除料 | 16 |
| 11 | その他 | 16 |
| 12 | 本定義書の実施期日 | 16 |

1 適用条件

このメニュー定義書[ZEROレジでんきプラン]（以下「本定義書」といいます。）は、電気需給約款の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、電気需給約款に定めのある事項について、本定義書に定めがある場合は、本定義書が優先して適用されるものといたします。また、本定義書において別途定義されている用語を除き、この本定義書で用いられる用語は、電気需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。

2 供給条件の変更

(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃その他の事由により、この本定義書を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、本定義書を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当該変更を実施する旨および当該変更後の本定義書の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、当該効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、当該変更後の本定義書によります。

(2) 本定義書の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、需給契約の申込みをもって承諾していただいたものといたします。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更

をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記にかかわらず、本定義書の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

3 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

ZEROレジでんきプラン

4 ZEROレジでんきプラン

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用いたします。ただし、契約電流が10アンペア未満であるものを除きます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般

送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 契約容量

各月の契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただき、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) ÷ 1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 ÷ 1,000

(5) 料金

料金は、電力量料金と 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) で定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および 5 (燃料費等調整) で定める燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、6 (燃料調整費)、7 (電源調達費調整) および 8 (離島ユニバーサル調整) に基づき算定された金額の合計とします。

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量により、次の単価を適用して算定いたします。

| 供給区域 | 1キロワット時あたりの単価 | |
|------------------------|------------------------------------|--------|
| | 契約電流60アンペア以下または 契約容量6キボルトアンペア以下 | 左記以外 |
| 北海道電力株式会社 エリア | 28円00銭 | 30円00銭 |
| 東北電力株式会社 エリア | 24円90銭 | 26円00銭 |
| 東京電力パワーグリッド 株式会社エリア | 24円20銭 | 25円30銭 |
| 中部電力株式会社 エリア | 22円90銭 | 24円00銭 |
| 北陸電力株式会社 エリア | 21円30銭 | 22円40銭 |
| 関西電力株式会社 エリア | 22円00銭 | 23円00銭 |
| 中国電力株式会社 エリア | 23円80銭 | 24円80銭 |
| 四国電力株式会社 エリア | 23円80銭 | 24円80銭 |
| 九州電力株式会社 エリア | 22円00銭 | 23円00銭 |
| 沖縄電力株式会社 エリア | 27円00銭 | 27円00銭 |

ロ その他

契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、計量期間等または毎月1日から当該月末日までの期間とし、当社が決定するものといたします。

5 燃料費等調整

当社は、6（燃料費調整）、7（電源調達費調整）および8（離島ユニバーサル調整）に基づき、次のとおり燃料費等調整額を設定いたします。

(1) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。
なお、燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費等調整単価＝燃料費調整単価×x＋電源調達費調整単価×y
＋離島ユニバーサル調整単価

x、y＝供給区域毎に0.000～1.000の間で当社が定める係数

(2) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(1)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(3) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費等調整単価および算定過程を、毎月公表又は開示するものといたします。

6 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道電力株式会社、北陸電力株式会社および沖縄電力株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、

その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、 α および β の値については、当該みなし小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ロ) 東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社および九州電力株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、 α 、 β および γ の値については、当該みなし小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

また、基準燃料価格については、当該みなし小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客様さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の5月の料金に係る料金算定期間 |

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 1キロワット時あたりの単価 |
|------------------------|---------------|
| 北海道電力株式会社 エリア | 19銭7厘 |
| 東北電力株式会社 エリア | 22銭1厘 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 エリア | 23銭2厘 |
| 中部電力株式会社 エリア | 23銭3厘 |
| 北陸電力株式会社 エリア | 16銭1厘 |
| 関西電力株式会社 エリア | 16銭5厘 |
| 中国電力株式会社 エリア | 24銭5厘 |
| 四国電力株式会社 エリア | 19銭6厘 |
| 九州電力株式会社 エリア | 13銭6厘 |
| 沖縄電力株式会社 エリア | 31銭6厘 |

7 電源調達費調整

(1) 沖縄電力株式会社以外の供給区域の場合、次のとおり電源調達費調整額を設定いたします。

(1) 電源調達費調整単価の算定

イ 電源調達費調整単価

各月ごとの電源調達費調整単価は、日本卸電力取引所のスポット市場取引結果（以下、「市場価格」といいます。）の平均値に消費税法および地方税法の規定により課される税率を乗じて得た金額（単位は1銭とし、

その端数は切り捨てます。)に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格の平均値および電源調達費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{電源調達費調整単価} = \text{市場価格の平均値} - \text{基準単価}$$

なお、市場価格は、供給区域が北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の場合は、日本卸電力取引所のスポット市場における東京エリアプライスを、供給区域が中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の場合は同市場における関西エリアプライスを参照することといたします。

ロ 電源調達費調整単価の適用

各月ごとの電源調達費調整は、電源調達費調整単価算定期間中の日本卸電力取引所のスポット市場取引結果に基づき算定され、それぞれ対応する電源調達費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各電源調達費調整単価算定期間に対応する電源調達費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 電源調達費調整単価算定期間 | 電源調達費調整単価適用期間 |
|--|---------------------|
| 毎年1月1日から6月30日 までの期間 | その年の8月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年2月1日から7月31日 までの期間 | その年の9月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年3月1日から8月31日 までの期間 | その年の10月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年4月1日から9月30日 までの期間 | その年の11月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年5月1日から10月31日 までの期間 | その年の12月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年6月1日から11月30日 までの期間 | 翌年の1月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年7月1日から12月31日 までの期間 | 翌年の2月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年8月1日から翌年の1 月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年9月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間） | 翌年の4月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年10月1日から翌年の3 月31日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年11月1日から翌年の4 月30日までの期間 | 翌年の6月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年12月1日から翌年の5 月31日までの期間 | 翌年の7月の料金に係る料金算定期間 |

(2) 基準単価

基準単価は、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 1キロワット時あたりの単価 |
|------------------------|---------------|
| 北海道電力ネットワーク株式会社 エリア | 8円17銭 |
| 東北電力ネットワーク株式会社 エリア | 8円17銭 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 エリア | 8円17銭 |
| 中部電力パワーグリッド株式会社 エリア | 6円30銭 |
| 北陸電力送配電株式会社 エリア | 6円30銭 |
| 関西電力送配電株式会社 エリア | 6円30銭 |
| 中国電力ネットワーク株式会社 エリア | 6円30銭 |
| 四国電力送配電株式会社 エリア | 6円30銭 |
| 九州電力送配電株式会社 エリア | 6円30銭 |

8 離島ユニバーサルサービス調整

九州電力送配電株式会社の供給区域においては、離島ユニバーサルサービス調整単価を設定いたします。

(1) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、 α 、 β および γ の値については、九州電力送配電株式会社が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、九州電力送配電株式会社がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

また、離島基準燃料価格については、九州電力送配電株式会社が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、九州電力送配電株式会社がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサー

ビス調整単価適用期間は、次のとおりといたします

| 離島平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|---|----------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る料金算定期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の5月の料金に係る料金算定期間 |

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、九州電力送配電株式会社が公表する電気の供給に係る約款等の規定により九州電力送配電株式会社がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

9 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措

置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る料金算定期間の始期から翌年の4月の料金に係る料金算定期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る料金算定期間の始期から翌年の4月の料金に係る料金算定期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の料金算定期間の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措

置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

10 契約解除料

- (1) お客さまが需給契約を廃止しようとする場合、または需給約款30(解約等)により当社が需給契約を解約する場合には、当社は、(2)に定める契約解除料を申し受けます。ただし、料金適用開始の日から2年目の日以降に需給契約が廃止または解約となる場合は、この限りではありません。
- (2) 契約解除料は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。
- (3) 契約解除料は、次のとおりといたします。

| | |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 5,000円00銭 |
|---------|-----------|

11 その他

その他の事項については、電気需給約款に定めるところによるものといたします。

12 本定義書の実施期日

本定義書は、2020年7月1日から実施いたします。